



厚生労働省北海道労働局発表
令和3年6月29日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 横溝 朱実
室長補佐 龍瀧 良之
代表電話:011-709-2311(内3531)
直通電話:011-788-6576

報道関係者 各位

北海道最低賃金の改正決定に関する諮問について

— 現行の時間額861円の改正を調査審議 —

北海道労働局長（上田 国土）は、令和3年6月30日に開催される北海道地方最低賃金審議会（会長 亀野 淳）に対して、令和3年度「北海道最低賃金」の改正決定に関する諮問を行う予定。

今後、同審議会の下に専門部会が設置され、調査審議が行われる。

【参考1】北海道最低賃金額の推移（過去5年間）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額	786円	810円	835円	861円	861円
対前年引上額	22円	24円	25円	26円	—
対前年引上率	2.88%	3.05%	3.09%	3.11%	—

【参考2】最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

1 北海道働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様のために、労働関係助成金の活用などのご相談に対応、支援することを目的に北海道働き方改革推進支援センター（事業受託者：㈱東京リーガルマインド（LEC））を設置しています。

相談窓口：TEL 0800-919-1073（通話無料）（月～金、9:00-17:00）

E-mail：hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

ホームページ：<https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/>

2 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

相談窓口：北海道働き方改革推進支援センター（月～金、9:00-17:00）

TEL 0800-919-1073

：北海道労働局雇用環境・均等部企画課

TEL 011-788-7874

申請先：北海道労働局雇用環境・均等部企画課